

(計画の届出等)	
第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じてあるものとして、厚生労働省令で定めるものを開始しより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。	2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危險な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、
3 又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。	4 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始日の三十日前までに、厚生労働大臣で定めるところにより、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。
5 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。	6 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る部分を除く。は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。
7 労働基準監督署長は第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第三項の規定による届出があつた場合において、	それぞれ当該届出に係る事項がこの法

(1) 「労働安全衛生法の施行について・第十章関係事前審査概要」	
(2) 産業安全専門官、労働衛生専門官および労働衛生指導医	この法律による工事等の計画の届出制度は、従来とくらべ、その対象事業場、対象機械等を安全衛生上問題のあるものに限定し、該計画の法令違反等について、事前に十分な審査を行なうこととしたこと。
(3) 国の援助	また、届出があつた計画のうち高度の技術的検討を要するものについては、労働大臣が、学識経験者の意見をきいてこれを審査し、所要の勧告または要請をすることができることとしている。その対象としては、新たに開発された特殊な工法、設備等を予定しているところであること。
事業者、どくに中小企業においては、資金的または技術的な問題により労働災害の防止措置が十分に果たせないという事情があることから、労働衛生専門官が本省および都道府県労働基準局に労働衛生指導医が置かることとされたこと。	（昭四七・九・一八 発基第九一号）

(計画の届出を要しない仮設の建設物等)
第八十四条の二 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、六月末満の次に該当する建設物又は機械等で、六月末満の期間で廃止するもの(高さ及び長さがそれの十メートル以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ十メートル以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの)とする。
一 その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が二・二キロワット未満である建設物
二 原動機の定格出力が一・五キロワット未満である機械等(法第三十七条第一項の特定機械等を除く。次号及び第八十九条第一号において同じ。)
三 別表第六の二に掲げる業務を行わない建設物又は機械等

(計画の届出等)

第八十五条 法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十号によることの届書に次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

五 前号の建築物その他の作業場における労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

第六十一条 建設物又は機械等の一部を設置し、移転し、又は変更しようとするときは、前項の規定による届出は、その部分についてのみ行なえば足りるものとする。

第六十二条 別表第七の上欄に掲げる機械等を構造部分を変更しようとすると事業者が法第八十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十二号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載して、書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の規定による届出をする場合における前条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

建設物又は他の機械等とあわせて別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十

は適用しないものとすること。
特定化物質障害予防規則（昭和四十七年
労働省令第三十九号。以下「特化則」とい
う。）第四十九条第一項の規定による申請を
した者が行う別表第七の十六の項から二十の
三の項までの上欄に掲げる機械等（以下「特
定化学設備等」という。）の設置については
法第八十八条第一項の規定による届出は要し
ないものとする。

（法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令
で定める措置）

第八十七条 法第八十八条第一項ただし書（同
条第二項において準用する場合を含む。）の
厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措
置とする。

二 前号に掲げるもののほか、第二十四条の
二の指針に従つて事業者が行う自主的活動
(認定の単位)

律又はこれに基づく命令の規定に違反する」と認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第三項又は第四項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができ

四四三
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○
○○○○

〔参考〕政令で定める業種
第十九条（抄）
二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
口 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
ハ 衣服その他の繊維製品製造業
二 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工作業
三 四 工業
ガス業
電気業
自動車整備業

●第一項關係

●第一項關係

(計画の届出をす

●第六機械修理業
●第四項関係

(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定(次条から第八十七条の十までにおいて「認定」という。)は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。	
(欠格事項)	
第八十七条の三 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。	
一 法又は法に基づく命令の規定(認定を受けようとする事業場に係るものに限る。)に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	
二 認定を受けようとする事業場について第八十七条の九の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	
三 法人で、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの	
(認定の基準)	
第八十七条の四 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。	
一 第八十七条の措置を適切に実施していること。	
二 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること。	
三 申請の日前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと。	
(認定の停止)	
第八十七条の八 認定を受けた事業者は、認定事業場において第八十七条の措置を行わなくなつたときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。	
(認定の取消し)	
第八十七条の九 所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。	
一 第八十七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。	
二 第八十七条の四第一号又は第二号に適合しなくなつたと認めるとき。	
三 第八十七条の四第三号に掲げる労働災害を発生させたとき。	
四 第八十七条の七の規定に違反して、同条の報告書及び書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。	
五 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。	
(建設業の特例)	
第八十七条の十 第八十七条の二の規定にかかる事業者については、当該事業の仕事を行う事業者に認定を行う。	
2 前項の認定についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同一欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

第八十七条		事業場		の三第一号		第八十七条	
認定事業場	社等	認定に係る店	事業場(次条において「認定事業場」といいう。)	認定に係る店	当該事業場の属する業種	建設業	店社等が
【ボイラーレ】	ボイラーレ関係	【ボイラーレ】(抄)	ボイラーレ(移動式ボイラーレを除く。以下この条において同じ。)を設置しようとする	ボイラーレ	建設業	建設業	社等

(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定(次条から第八十七条の十までにおいて「認定」という。)は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。	
(欠格事項)	
第八十七条の三 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。	
一 法又は法に基づく命令の規定(認定を受けようとする事業場に係るものに限る。)に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	
二 認定を受けようとする事業場について第八十七条の九の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	
三 法人で、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの	
(認定の基準)	
第八十七条の四 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。	
一 第八十七条の措置を適切に実施していること。	
二 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること。	
三 申請の日前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと。	
(認定の停止)	
第八十七条の八 認定を受けた事業者は、認定事業場において第八十七条の措置を行わなくなつたときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。	
(認定の取消し)	
第八十七条の九 所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。	
一 第八十七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。	
二 第八十七条の四第一号又は第二号に適合しなくなつたと認めるとき。	
三 第八十七条の四第三号に掲げる労働災害を発生させたとき。	
四 第八十七条の七の規定に違反して、同条の報告書及び書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。	
五 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。	
(建設業の特例)	
第八十七条の十 第八十七条の二の規定にかかる事業者については、当該事業の仕事を行う事業者に認定を行う。	

(認定の申請)	
第八十七条の五 認定の申請をしようとする事業者は、認定を受けようとする事業場ごとに、計画届免除認定申請書(様式第二十号の二)に次に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	
一 第八十七条の三各号に該当しないことを説明した書面	
二 第八十七条の措置の実施状況について、申請の日前三月以内に二人以上の安全にて優れた識見を有する者による評価を受け、当該措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び当該評価の概要を記載した書面	
三 前号の評価について、一人以上の安全にて優れた識見を有する者及び一人以上の衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受けたことを証する書面	
四 前条第二号及び第三号に掲げる要件に該当することを証する書面(当該書面がない場合には、当該事実についての申立書)	
五 前項第二号及び第三号の安全に関する者である者であつて認定の実施について優れた識見を有する者は、次にいづれかに該当する者であつて認定の実施について利害關係を有しないものをいう。	
一 労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二十四条の二の指針に従つて事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行つたもの	
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者	
三 第一項第二号及び第三号の衛生に関して優れた識見を有する者とは、次のいづれかに該当する者であつて認定の実施について利害関係を有しないものをいう。	
一 労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二十四条の二の指針に従つて事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行つたもの	
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者	
三 第一項から第三項までの規定は、前項の認定を有しないものをいう。	
四 前条第二号及び第三号に掲げる要件に該当する者であつて認定の実施について利害關係を有しないものをいう。	
(認定の更新)	
第八十七条の六 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	
二 所轄労働基準監督署長は、認定をしたときは、所轄労働基準監督署長による認定証の更新について準用する。	
(実施状況等の報告)	
第八十七条の七 認定を受けた事業者は、認定に係る事業場(次条において「認定事業場」という。)ごとに、一年以内ごとに一回、実施状況等報告書(様式第二十号の四)に第八十七条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基	

(件以上行つたもの)	
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者	
三 第一項第二号及び第三号の衛生に関して優れた識見を有する者とは、次のいづれかに該当する者であつて認定の実施について利害関係を有しないものをいう。	
一 労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二十四条の二の指針に従つて事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行つたもの	
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者	
三 第一項から第三項までの規定は、前項の認定を有しないものをいう。	
四 前条第二号及び第三号に掲げる要件に該当する者であつて認定の実施について利害關係を有しないものをいう。	
(認定の更新)	
第八十七条の六 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	
二 所轄労働基準監督署長は、認定をしたときは、所轄労働基準監督署長による認定証の更新について準用する。	
(実施状況等の報告)	
第八十七条の七 認定を受けた事業者は、認定に係る事業場(次条において「認定事業場」という。)ごとに、一年以内ごとに一回、実施状況等報告書(様式第二十号の四)に第八十七条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基	

(変更届) (抄)

第四十一条 ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第八十八条规定による届出をしようとするときは、ボイラー変更届(様式第二十号)にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 胸、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー
二 附属設備
三 燃焼装置
四 据付基礎

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「前項のボイラーセット並びにボイラー明細書及び書面」とあるのは、「第四十一条第一項のボイラー変更届及び書面」と読み替えるものとする。

第一種圧力容器関係

(設置届) (抄)

第五十六条 第一種圧力容器を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、第一種圧力容器設置届(様式第二十四号)に第一種圧力容器明細書(様式第二十三号)並びに第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における

安衛則第八十五条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 建築物又は他の機械等とあわせて第一種圧力容器について法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあっては、安衛則第八十五条第一項に規定する届出書及び書類の記載事項のうち前項の第一種圧力容器設置届並びに第一種圧力容器明細書及び書類の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとすること。

二 第一種圧力容器のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあっては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとすること。

二 第一種圧力容器のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあっては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとすること。

【クレーン則】

クレーン関係

(設置届) (抄)

第五条 クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法(以下「法」という)第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、クレーン設置届(様式第二号)にクレーン明細書(様式第三号)、クレーンの組立図別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という)に提出しなければならない。

二 基礎の概要
三 走行クレーンにあっては、走行する範囲内に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 据え付ける箇所の周囲の状況

第七十六条 第一種圧力容器の胸、鏡板、底板、管板、ふた板又はステーを変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、第二種圧力容器変更届(様式第二十号)に第一種圧力容器明細書及び変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「前項の第一種圧力容器設置届並びに第一種圧力容器明細書及び書面」とあるのは、「第七十六条第一項の第一種圧力容器変更届及び書面」と読み替えるものとする。

(変更届) (抄)

第五十六条 第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「クレーン」とあるのは、「移動式クレーン」(以下「クレーン」という)に規定するところによる。

一 建築物又は他の機械等とあわせてクレーンについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合は、安衛則第八十五条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 建築物又は他の機械等とあわせてクレーンについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合は、安衛則第八十五条第一項に規定する届出書及び書類の記載事項のうち前項の規定により提出する届出書その他の書類の記載事項と重複する届出書その他の書類の記載事項と重複

する部分の記入は要しないものとすること。
二 クレーンのみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあっては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとすること。
(変更届) (抄)
第四十四条 設置されているクレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、クレーン変更届(様式第十二号)にクレーン検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一 クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分
二 原動機
三 ブレーキ
四 つり上げ機構
五 ワイヤロープ又はつりチエーン
六 フック、グラブバケット等のつり具
第七条 第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「移動式クレーン」と読み替えるものとする。
(デリック関係)
(設置届) (抄)
第九十六条 デリックを設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、デリック設置届(様式第二十三号)にデリック明細書(様式第二十号)、デリックの組立図、別表の上欄に掲げるデリックの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一 据え付ける箇所の周囲の状況
二 基礎の概要
(変更届) (抄)
第八十五条 第二項の規定による届出をしようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をする場合は、前項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー変更届(様式第二十号)にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「デリック」と読み替えるものとする。

エレベーター関係

(設置届) (抄)

第一百四十条 エレベーターを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、エレベーター設置届(様式第二十六号)にエレベーター明細書(様式第二十七号)、エレベーターの組立図、別表の上欄に掲げるエレベーターの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 据え付ける箇所の周囲の状況
二 屋外に設置するエレベーターにあつては、基礎の概要及び控えの固定の方法
建築基準法(昭和二十五年法律第三百一号)第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のエレベーターについて前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に同法第六条第一項(同法第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、前二項の規定による届出をする場合について準用する。この場合における、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「建設用リフト」と読み替えるものとする。

【ゴンドラ則】

(設置届) (抄)

第十一条 ゴンドラを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、ゴンドラ設置届(様式第十号)にゴンドラ明細書(製造検査済又は使用検査済の印を押したもの)、ゴンドラ検査証及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 ゴンドラの組立図

三 固定方法
前項の規定による届出をする場合における労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号以下「安衛則」という。)第八十五条第一項の規定の適用については、次に定めることによる。

一 建築物又は他の機械等とあわせてゴンドラについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合には、安衛則第八十五条第一項の規定による届出書その他の書類の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

【ゴンドラ則】

(計画の届出をすべき機械等)

第八十八条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等(同表の二十一の項の上欄に掲げる機

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「建設用リフト」と読み替えるものとする。

二 ゴンドラのみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとする。

(変更届) (抄)

(設置届) (抄)

第二十八条 設置されているゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、ゴンドラ検査証(様式第十二号)にゴンドラ検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

三 作業床
二 アームその他の構造部分
一 ブレーキ又は制御装置
五 ワイヤロープ
六 固定方法
第十条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

● 第二項関係

【安衛則】

(計画の届出をすべき機械等)

第八十八条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等(同表の二十一の項の上欄に掲げる機

械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。とする。

2 第八十六条第一項の規定は、別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をする場合に準用する。

3 特化則

(設置届) (抄)

第三条 第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出は要しないものとする。

2 第八十九条 法第八十八条第二項において準用する同条第一項の厚生労働省令で定める仮設の機械等は、次のとおりとする。
一 機械集材装置、運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ)、架設通路及び足場以外の機械等(令第六条第十四号の型わく支保工(以下「型わく支保工」という。)を除く。)で、六月末満の期間で廃止するもの

二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

【ボイラー則】

(設置届) (抄)

ボイラー関係

合において、同条第二項中「クレーン」とあるものは、「エレベーター」と読み替えるものとする。

(変更届) (抄)

第一百六十三条 設置されているエレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、エレベーター変更届(様式第十二号)にエレベーター検査証及び変更しようとする部分(第四号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合は、エレベーター変更届(様式第十二号)にエレベーター検査証及び変更しようとする部分(第四号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 挑えの固定の方法

一 据え付ける箇所の周囲の状況

二 基礎の概要

三 捺器又はカウンターウエイト

四 ワイヤロープ

五 昇降路塔、ガイドレール支持塔又は控え

六 ワイヤロープ

第二百七十四条 建設用リフトを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をする場合について準用する。この場合は、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「エレベーター」と読み替えるものとする。

建設用リフト関係

(設置届) (抄)

第一百九十七条 設置されている建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、建設用リフト変更届(様式第十二号)に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分(第六号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合は、建設用リフト変更届(様式第十二号)に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分(第六号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更届) (抄)

一 ガイドレール又は昇降路

二 捺器

三 原動機

四 ワインチ

五 ワイヤロープ

2 第五百九十七条 設置されている建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、建設用リフト変更届(様式第十二号)に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分(第六号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

設置届(様式第三十号)

書(様式第三十一号)

別表の上欄に掲げる建設用リフトの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 第五百九十八条 設置されている建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、建設用リフト変更届(様式第十二号)に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分(第六号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

設置用リフト明細書(様式第三十一号)

図(別表の上欄に掲げる建設用リフトの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 第五百九十九条 設置されている建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、建設用リフト変更届(様式第十二号)に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分(第六号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

設置用リフト明細書(様式第三十一号)

図(別表の上欄に掲げる建設用リフトの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

<p>第一項の規定により、デリック変更届（様式第十二号）に第一項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p>
<p>エレベーター関係 （設置届）（抄）</p>
<p>第百四十一条 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、エレベーターを設置しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定によりエレベーター設置届（様式第二十六号）に第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p>
<p>第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。 (変更届) (抄)</p>
<p>第百六十三条 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、エレベーターについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、エレベーター変更届（様式第十二号）に第一項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p>
<p>（変更届） (抄)</p>
<p>建設用リフト関係 （設置届）（抄）</p>
<p>第百六十四条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百六十五条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百六十六条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百六十七条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百六十八条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百六十九条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百七十一条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百七十二条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百七十三条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百七十四条 （設置届）（抄）</p>
<p>第百七十五条 （設置届）（抄）</p>
<p>第三項 関係</p> <p>● 第三百九十七条 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、建設用リフトについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、建設用リフト変更届（様式第十二号）に第一項の検査証及び図面を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 （変更届） (抄)</p> <p>【安衛則】 （仕事の範囲） 第八十九条の二 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。 一 高さが三百メートル以上の塔の建設の仕事 二 提高（基礎地盤から堤頭までの高さをいう。）が百五十メートル以上のダムの建設の仕事 三 最大支間五百メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁の建設の仕事 四 長さが三千メートル以上のずい道等の建設の仕事 五 長さが千メートル以上三千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが五十メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの 六 ゲージ圧力が〇・三メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事 （建設業に係る計画の届出） (抄)</p> <p>第九十一条 建設業に属する事業の仕事について</p>

て法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書(様式第二十一号の二)を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合においては、要しないものとする。

一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

三 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

四 工法の概要を示す書面又は図面

五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

六 工程表

● 第四項 関係

【安衛則】

第九十条 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次とのおりとする。

一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物(橋梁を除く。)の建設、改造、解体又は破壊(以下「建設等」という。)の仕事

二 最大支間五十メートル以上の橋梁の建設

変更する工事とする。

2 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める仕事は、第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事(同条第一号から第三号までに掲げる仕事にあっては、建設の仕事に限る。)とする。

(計画の作成に参画する者の資格)

第九十二条の三 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める資格を有する者は別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

(昭四八・三・一九 基発第一四五号)

解説例規

第四項(現行)第六項の「元請負人」は、必ずしも第三項(現行)第三項及び第四項の「事業の仕事」を自ら行なう者のみに限られるものではないこと。

(昭四七・九・一八 基発第六〇二号)

〔長期工事の場合の分割届出〕

工事期間が長期にわたるような建設工事であつて全体の工事の計画が作成されていないものについては、これを分割し、それぞれの工事が始まる一四日前までに当該工事についての計画を届け出ることとしてよいか。

(昭四八・三・一九 基発第一四五号)

もさしつかえない。

(昭四八・三・一九 基発第一四五号)

(労働安全衛生法第八十八条第二項に規定する「主要構造部分」)

〔問〕 法第八十八条第二項の規定に基づき、足場を変更する工事を実施する場合に主要構造部分の変更に該当するときは変更届の提出が必要になりますが、計画の届出がなされ、完成した鋼製脚組足場について、その建わくに別図のようなブレケット棒を取りつけ、これを型わく材等を仮置きするステージングとして利用しようとする場合について、下記のとおり解したいと思いますが、いささか疑義がありますので、何分のご教示をたまわりたくりん伺います。

記

ステージングとして利用するためブレケットト棒を足場の建わくへ取り付けることは、足場の強度に重大な影響を及ぼすものであるから、足場に係る労働安全衛生法第八十八条第二項の「主要構造部分の変更」に該当する。

〔答〕 設問については、事態の緊急性にかんがみ、計画の届出をすみやかに審査し、安全衛生上問題がないと判断される場合には、計画の届出後三十日(法第八十八条第三項の「現行」第四項)に基づく届出については、一四日)を経過しない間に工事を開始してい

等の仕事

二 最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(第十八条の二の場所において行われるものに限る。)

三 ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。)

四 挖削の高さ又は深さが十メートル以上ある地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。)

五 圧気工法による作業を行う仕事

五の二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物(第二百九十三条において「耐火建築物」という。)又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物(第二百九十三条において「準耐火建築物」という。)で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上ものに限る)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

六 挖削の高さ又は深さが十メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

七

坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

(建設業に係る計画の届出)(抄)

第九十一条 前項の規定は、法第八十八条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(土石採取業に係る計画の届出)

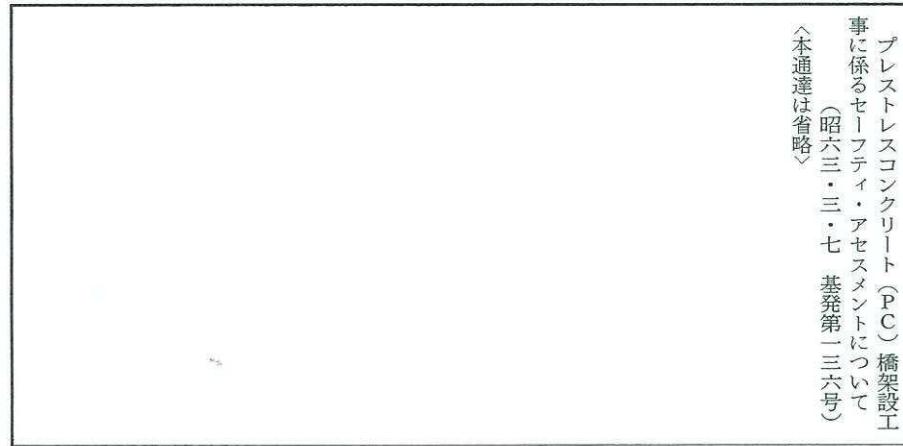
第九十二条 土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 機械、設備、建設物等の配置を示す図面

三 採取の方法を示す書面又は図面

四 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面



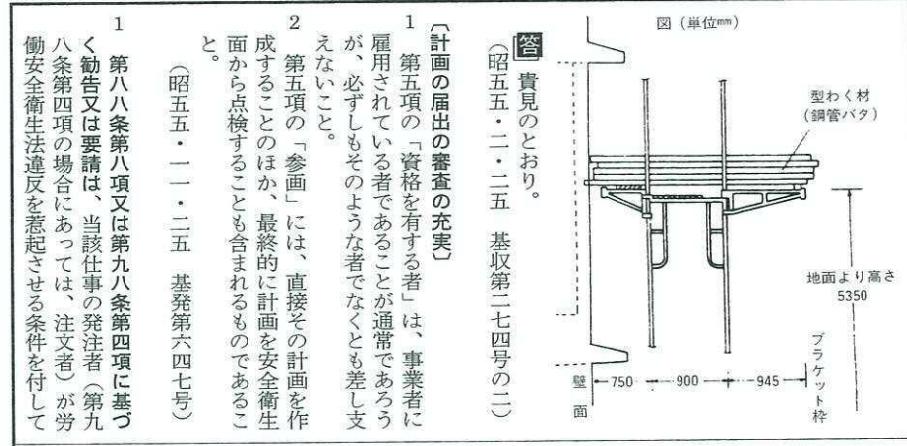
土石の採取のための掘削の作業を行う仕事に
係る計画の届出違反
(昭和五二年八月下旬ころ、右土石採取現場において、土石採取業で掘削の高さが一〇メートル以上の土石採取のための掘削の作業を行う仕事を開始しようとしたのに、その計画を当該仕事を開始日の一四日前までに、所定の方法で所轄労働基準監督署長に届け出なければならないのに、その届け出をしなかつた)と判示。(仙台簡 昭五六・一・二六)

判例

解説

「プレストレスコンクリート(P-C) 橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントについて」(昭六三・三・七 基発第一三六号)
△本通達は省略)

- 1 業種
 - (1) 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 食料品、たばこ製造業（化調調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）。
ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）。
ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - (2) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）。
 - (3) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工作業
 - (4) 自動車整備業
 - (5) 機械修理業
- 2 規模
電気使用設備の定格容量の合計が三〇〇キ



- 1 (1) 第一項による計画の届出制度は、安全衛生確保の観点からの措置を講ずる必要のある建設物又は機械等を対象とするものであることから、例えば次に示すものは同項に基づく計画の届出を要しないものであること。
イ 空気調和設備若しくは機械換気設備（中央管理方式のものを除く。）又は冷暖房設備
ロ 福利厚生の用に供する建設物又は機械等
ハ 事務用機器又は通信設備
- (2) また、同項は、いっただ建設物や機械等が設置されると、それらに安全衛生上問題があつた場合に改善することが困難であることから、事前に十分な審査を行い、法令に違反する事実がある場合は工事差止め等の命令をすることができるとされてい

- トについて
(平七・二・二四 基発第九四号の二)
山岳トンネル建設工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針について
(平八・七・五 基発第四四八号の二)
いずれも「主要行政指導通達」欄に掲載
- 圧気シールド工事及び圧気ケーリング工事に係るセーフティ・アセスメントについて
(昭六〇・一〇・二九 基発第六一六号の二)
鋼橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントについて
(昭六一・九・七 基発第五二八号)

るものであり、事後においても改善が容易な、例えば工事を伴わない可搬式の機械については同項に基づく計画の届出を要しないものであること。
同一型式の機械等構造及び機能が同等の機械との入替を行つ場合など生産設備等に係るレイアウトの変更を伴わない場合は、法第八条第一項の「建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更するとき」には該当しないものであること。
(平八・三・一九 基発第一三三号)

ロワット以上の事業場
第二項は、前項と異なり業種、規模に関係なくすべての事業者について、機械等で労働者に危険・有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもののうち、次の機械等を設置、移転、変更しようとするときは、その計画を当該工事開始日の三〇日前までに届ける義務を課したものである。

(1) 安衛則別表第七に掲げる機械等
(2) 次の各規則に定める機械等
イ ポイラー及び圧力容器
ラーハー第一種圧力容器
ロ クレーン等安全規則(クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト)
ハ ゴンドラ安全規則(ゴンドラ)

なお、平成一七年の改正(法律第一〇八号)により、第二八条の二第一項に規定する措置その他他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者については、労働基準監督署における計画届の事前審査を代替することができるため、第八条第一項及び第二項に基づく計画の届出義務が免除されることとなった。

第三項は、特に大規模な建設業の仕事を行う事業者に、その計画を工事の開始日の三〇日前までに厚生労働大臣に届ける義務を課したものである。

第四項は、建設業及び土石採取業(施行令第二四条第二項)の仕事で次に掲げるものを行う事業者に当該仕事を開始する一四日前までに計

画を届ける義務を課したものである。
仕事の範囲は、次のとおり安衛則第九〇条に定めている。
(1) 高さ三メートルを超える建築物または工作物の建設等の仕事
(2) 最大支間五〇メートル以上の橋梁の建設等の仕事
(3) 最大支間三〇メートル以上五〇メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の作業
(4) 圧気工法による作業を行う仕事
(5) 挖削の高さまたは深さが一〇メートル以上ある地山の掘削の作業を行う仕事
(6) 圧気工法による作業を行う仕事
(7) 廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
(8) 耐火建築物で石綿等の除去の作業を行う仕事
(9) 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
(10) 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
また、計画の届出について、建設業は安衛則第九一条で土石採取業は第九二条でそれぞれ定めている。

第五項は、第三項の仕事及び第四項の仕事のうち、一定のもの(安衛則第九二条の二)の計画を作成するときは、一定の資格(安衛則第九二条の三)を有する者を参考させるべきこととしたものである。

第八項は、厚生労働大臣、労働基準監督署長は、前項の違反を認めたときは、その実効を確実なものとするため、発注者に対して必要な勧告または要請を行うことができる旨を定めたものである。

第六項は、前三項の建設業または土石採取業の仕事が数次の請負によって行われる場合の計画の届出について定めたものである。すなわち、自ら仕事をを行い、その仕事の一部を請負人に請け負わせる発注者の義務はあるが、関係請負人にはその届出の必要はなく、また、自ら仕事を行う発注者がいないときは、元請負人に届出の義務があるが、それ以外の者には届出の必要はないことを定めたものである。

第七項は、厚生労働大臣、労働基準監督署長が届出事項について本法またはこれに基づく厚生労働省令の違反を認めた場合、工事着手差止めまたは計画変更命令を行いう権限のあることを定めたものである。

(厚生労働大臣の審査等)
第八十九条 厚生労働大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第三項又は第四項の規定による届出(次条を除き、以下「届出」という)があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、第一項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たつては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第二項の規定により第一項の計画に關してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に關して知り得た秘密

を漏らしてはならない。

罰則 ⑤ 一九(1) 一二二



● 第二項関係

【安衛則】

(技術上の審査)

第九十三条 厚生労働大臣は、法第八十九条第二項の規定により学識経験者の意見をきくときは、次条の審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名するものとする。
審査委員候補者名簿

第九十四条 厚生労働大臣は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、審査委員候補者を委嘱して審査委員候補者名簿を作成し、これを公表するものとする。

(都道府県労働局長の審査等)

第八十九条の二 都道府県労働局長は、第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事をの規模その他の事項を勘査して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査について準用する。

罰則 ② 一九(1) 一二二

本条は、厚生労働大臣が、法第八十八条による届出があつた計画のうち高度の技術的検討の必要を認めるものについては、学識経験者の意見を聞いて審査することができる旨を定めたものである。また、審査に当たる学識経験者については、厚生労働大臣が作成・公表している審査委員候補者名簿から、審査内容に応じて厚生労働大臣が指名することと、厚生労働大臣は審査結果によつては当該事業者の意見を聞いてから、所要の勧告または要請をすることができるなどが定められている。

解説

(計画の範囲)

第九十四条の二 法第八十九条の二第一項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事の計画とする。

一 高さが百メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 埋設物その他地下に存する工作物(第一編第六章第一節及び第六百三十四条の二において「埋設物等」という。)がふくそうする場所に近接する場所で行われるもの

ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの

二 堤高が百メートル以上のダムの建設の仕事であつて、車両系建設機械(令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの

三 最大支間三百メートル以上の橋梁の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該橋梁のけたが曲線けたであるもの

(審査の対象除外)

第九十四条の三 法第八十九条の二第一項ただし書の厚生労働省令で定める計画は、国又は地方公共団体その他の公共団体が法第三十条第二項に規定する発注者として注文する建設業に属する事業の仕事の計画とする。

(技術上の審査等)

第九十四条の四 第九十三条及び第九十四条の規定は、法第八十九条の二第一項の審査について準用する。この場合において、第九十三

条中「法第八十九条第二項」とあるのは、「法第八十九条の二第二項において準用する法第八十九条第二項」と読み替えるものとする。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第九十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

〔関連省令〕

【安衛則】

〔解説〕

本条は、労働基準監督署長及び労働基準監督官の事務を定めたものであつて、労働安全衛生法に基づく省令に定めるもののほか、この法律の施行に関する役目も担当することとしている。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）（抄）

第九十五条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、法に基づく省令に定めるものほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

〔解説例規〕

〔都道府県労働局長の審査等〕

本条の審査については、原則として計画の届出のあつた日から一四日以内に行い、その結果を速やかに事業者に通知すること。また、審査は、労働安全衛生規則第九一条第一項の書類の範囲内で行うこと。（平四・八・二四 基発第四八〇号）

厚生労働大臣は特に大規模な工事等を中心に行っているが、それに準ずる一定の工事についても、都道府県労働局長は届出書類とともに審査を行い、労働災害防止のために必要がある場合にはその事業者に対し勧告、要請を行うこととなつた。

〔解説〕